

豊橋市業態転換チャレンジ応援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市業態転換チャレンジ応援補助金の交付に関し、豊橋市業態転換チャレンジ応援補助金交付要綱(令和3年10月1日制定。以下、「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助事業の期間は、要綱第5条第3項に定める期間内にあつて、工事の契約締結日又は備品の購入・リース等の契約締結日のいずれか早い期日から起算し、業態転換後の店舗等の営業開始日(取り組む事業区分が、オンラインサービスショップ開設の場合は、一般消費者が取引できる日)までの期間とする。ただし、補助対象経費の支払日が営業開始日以後に到来する場合であつて、営業開始日までに納品が確認できる場合は、支払日までを補助事業の期間とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は要綱第6条に定めるものとし、その細目は別表1に掲げるものとする。

(補助対象外経費)

第4条 申請人が購入や契約する備品等を第三者に転貸している場合又は申請人と支払先の関係が、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象経費とすることができない。

(1) 申請人が個人(個人事業主を含む。)の場合であつて次のいずれかに該当する場合

ア 申請人が、支払先の代表取締役又は親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。)である場合

イ 支払先が、申請人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役又は親会社等とする法人である場合

(2) 申請人が法人(個人事業主を除く。)の場合であつて次のいずれかに該当する場合

ア 支払先が、申請人の代表取締役又は申請者と同じ者を代表取締役とする会社である場合

イ 支払先が、申請人の親会社等又は子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。)である場合

ウ 支払先が、申請人の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人である場合

2 経費の支払方法が仮想通貨、クーポン、クレジットカード会社等から付与された特典ポイント、金券、商品券(プレミアム付き商品券を含む)の利用による支払いの場合は補助対象経費とすることができない。

3 その他対象外となる経費の細目は別表2に掲げるものとする。

(交付の申請)

第5条 要綱第8条第1項別表2に定めるその他市長が必要と認める書類とは、国・地方公共団体やその他公共団体への補助申請に係る書類等補助金の交付決定に際し必要となる書類とする。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

事業 区分	対象経費	内容
屋号 変更	財又はサービスの生産や提供に必要となり、店舗等内（※1）に設置する、1 設備・備品（※2）あたり 10 万円以上の設備・備品の購入又はリース（※3）に要する費用	対象となる主な経費例 （日本標準産業分類の大分類別に表示） 【I 卸売業、小売業】 ・小売店の商品陳列棚、ワインクーラー、冷蔵ケース等 ・小売店（製造）の 3D プリンター、製造設備等 【L 学術研究、専門・技術サービス業】 ・写真館の業務用カメラ等 【M 宿泊業、飲食サービス業】 ・ホテルのベッド、厨房設備等 ・飲食店の厨房設備等 ・キッチンカーの車両・厨房設備等 【N 生活関連サービス業、娯楽業】 ・理美容店のカット椅子等 ・フィットネスクラブのフィットネス設備等 【O 教育、学習支援業】 ・料理教室の厨房設備等 ・DIY 教室の工作設備等 【R サービス業（他に分類されないもの）】 ・自動車整備店の整備設備等
区分 営業		新店 進出
<p>（※1）店舗等の構造や許認可取得の状況等により、その店舗等内に設置することが困難である場合は、その理由の分かる客観的な資料（建物平面図等）を提出することにより、店舗等外への設置を認めるものとする。</p> <p>（※2）1 設備・備品とはその設備・備品単体で単一機能を果たすものをいう。</p> <p>（※3）リースの方法で支払いを行う場合は、設備・備品の「物件金額」の分かるリース契約書等の資料を別途提出すること。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">オンラインサービスショップ開設</p>	<p>インターネット上で一般消費者向けに商品の販売を行うウェブサイト（以下「EC サイト」という。）の開設費用又はインターネット上で一般消費者向けにサービスの提供を行うウェブサイト（以下「オンラインサービス」という。）の開設費用</p>	<p>（1）EC サイト構築又はオンラインサービスの提供に係る以下ア～ウの取組に係る費用（※4）</p> <p>ア 国内のショッピングモール出店のための初期登録費用（1つの取組につき1つのショッピングモールに限る。）</p> <p>イ ショッピングカート（商品を買いたい物カゴに入れる機能）の初期登録又はパッケージ（プラン）導入費用（1つの取組につき1つのショッピングカートに限る。）</p> <p>ウ オンラインサービスの提供に係る動画、コンテンツ作成費用、ライセンス取得に係る初期費用又はパッケージシステム導入に係る初期費用（1つの取組につき1つのオンラインサービスに限る。）</p> <p>（2）（1）を伴うHP構築に係る以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CMS等のECサイトを運用するためのアプリケーションの利用にかかる経費 ・ドメイン取得費用 ・SSLサーバー証明書発行料 ・サイトデザイン作成費用 ・システム構築、運用マニュアル作成費等の委託に要する費用 ・アプリ開発費用 ・受注システム（料金計算）構築費用 ・顧客管理システム構築費用
<p>（※4）1事業者につき申請できる事業はア～ウのうち1つの取組のみとする。</p>		

別表2 (第4条第3項関係)

事業区分	その他対象外となる経費
共通	・ 消耗品の購入費
	・ FC加盟料等のサービス品
	・ 食材等の原材料費
	・ 不動産賃貸料及び敷金
	・ リースに付随する保険料
	・ 送料、配送料、振込にかかる手数料
	・ チラシやメニュー表を作成するためのプリンターやそのインクや紙等
	・ 汎用性があり目的外使用になり得る以下の経費 パソコン、車輛、オフィス家具、待合・商談用家具、金庫、書籍、カメラ、ウェブカメラ、マイク、Wi-Fi 設備、スマートフォン、タブレット端末、家庭用プリンター、エアコン等
	・ 仕入れ、在庫管理、労務や予約管理といったシステム導入又は構築費
屋号変更・区分営業・新店進出	・ 「財又はサービスの生産や提供」に直接かかわらない以下の経費 【会計】 注文用タッチパネル、レジ・キャッシュレスシステム、券売機等 【その他店舗等管理等】 掃除機、電話機、従業員用ロッカー、空気清浄機、網戸、ユニフォーム、ゴミ箱、傘立て、監視カメラ、台車、設備倉庫等
	・ サービスの提供にあたるが店舗等で設置・使用する以下の経費 イベント用テント、営業車両、重機、デリバリー車両、タクシー、介護タクシー、福祉送迎車両等
	・ 設備・備品の設置又は作成に係る工賃
	・ 自作した設備・備品に係る経費（ただし、設備・備品を構成する部品が10万円以上する場合は、その部品について対象と認める。）
	・ 対象経費が商品そのものとなるもの（小売業の商品、物品賃貸業のレンタル備品、貸家業のアパートの設備等）※ただし貸間業のうち、リーススペースではなく、特定の用途に限定したスペースとして設置し、使用される設備・備品であれば対象とする。
オンラインサービスショップ開設	・ システム利用に係る月額利用料等のランニングコスト (月額利用料金を年払いとして一括で支払った場合も対象外)
	・ 予約サイト、情報サイトへの登録料（食べログ、ホットペッパービューティ、SUMO等）
	・ 「財又はサービスの生産や提供」に直接かかわらない、予約システム、発注在庫管理システム等の構築費
	・ オンラインサービスショップで販売する商品の製造や保管、梱包に伴う費用